

【申請期限】令和5年
3月31日(金)まで

定住促進奨励金制度（概要）

石川県白山市

市外から転入し、白山市で新築住宅を建築または購入する方に、奨励金を交付します。

※他の定住促進奨励金、三世帯同居・近居促進事業補助金との併用はできません。

1. 対象となる人（次の(1)(2)いずれにも該当する方）

(1) 申請者本人または配偶者の住所が申請時に次の①②どちらかに該当する方【住所要件】

- ① 市外に3年以上継続して居住(住民登録)している
- ② 市外に3年以上継続して居住(住民登録)した後、白山市に転入して2年以内

(2) 新築住宅の取得に係る償還期間が10年以上の住宅ローンがあること

2. 対象となる住宅（次の(1)～(3)いずれにも該当するもの）

- (1) 自ら居住するための新築一戸建て住宅・併用住宅
- (2) 住宅の敷地面積が165㎡以上のも

*敷地面積については条件により緩和される場合がありますのでご相談ください

(3) 延床面積が100㎡以上、280㎡以下のもの

*平屋の場合、延床面積が55㎡以上のも

*カーポートやそれに類するもの、併用住宅の店舗や事務所部分は床面積に含みません

3. 奨励金額（次の(1)(2)のいずれか） ※いずれの場合も住宅ローンの10%以内

- (1) 50万円
- (2) 80万円（市街化区域内で、敷地面積が200㎡以上、310㎡以下の場合）

4. 申請時期（申請期限：令和5年3月31日まで）

- ・注文住宅を新築する場合・・・新築工事に着手する前に計画認定申請書を提出
- ・建売りの新築住宅を購入する場合・・・引き渡し後、3か月以内に

※ただし、令和5年3月31日までに売買契約した場合、令和5年6月30日までが申請期限となります。

5. 必要書類等

(1) 計画認定申請時（注文住宅の建築工事に着手する前）※建売り住宅購入の方は不要

- ① 定住促進奨励金計画認定申請書（様式第1号） ← ①の様式はHPからダウンロードできます
- ② 申請者の住民票（「本籍・続柄」記載のもの）
*要件を満たすのが本人ではなく配偶者の場合は、夫婦2人の住民票が必要（世帯全員でも可）
- ③ 白山市外に3年以上居住していることが証明できる住民票（除票）または戸籍の附票
*申請者または配偶者のうち、住所要件を満たしている方の分（1人分でOK）
*②の住民票で白山市外に3年以上居住していることが証明できる場合は不要
- ④ 付近見取図、建物配置図、各階平面図、敷地面積および延床面積の求積図
- ⑤ 建築確認済証のコピー
- ⑥ 住宅ローンを借ることがわかる書類のコピー
*住宅ローンの申込書や事前審査申込書など

(2) 交付申請(実績報告)時（注文住宅の完成・引渡し後）※建売り住宅を購入した方はコチラ

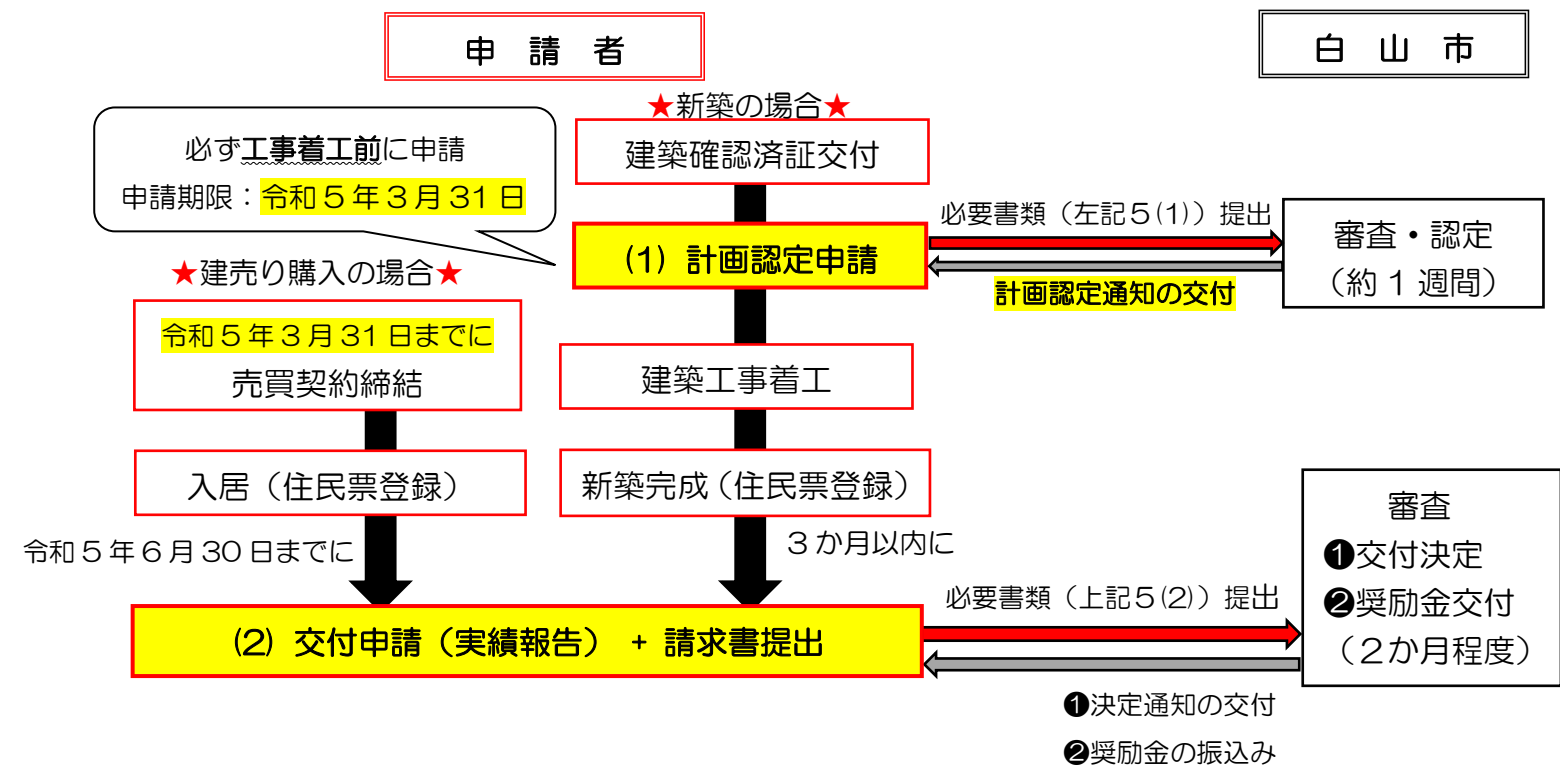
- ① 定住促進奨励金交付申請（実績報告）書（様式第3号）
- ② 誓約書（様式第4号）
- ③ 定住促進奨励金請求書（様式第6号）
*振込先通帳のコピーを添付（支店名、口座番号、名義記載のページ）
- ④ 定住促進支援制度アンケート
- ⑤ 世帯全員の住民票（住所変更後のもので、「本籍・続柄」記載のもの）
- ⑥ 住宅ローン契約書のコピー（金銭消費貸借契約証書）
- ⑦ 工事請負契約書または売買契約書のコピー
- ⑧ 建築検査済証のコピー
- ⑨ 定住支援課事業交付申請用納税証明（白山市役所2階 納税課で取得）
*前年1月1日の住所地在白山市外の方は、市税を滞納していないことの証明書または納税証明書を前住所地の役所で取得。
- ⑩ その他、市長が必要と認める書類

①～④の様式は、HPからダウンロードできます

新築の建売り住宅を購入した方は、↓の⑪⑫も必要

- ⑪ 付近見取図、配置図、各階平面図、敷地面積および延床面積の求積図
- ⑫ 白山市外に3年以上継続して居住していたことが証明できる書類
*従前の住所地の住民票の除票または戸籍の附票
*申請者又は配偶者のうち、住所要件を満たしている方の分（1人分でOK）

6. 手続きの流れ



【問い合わせ先】
 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 白山市役所 企画振興部 定住推進室
 TEL:076-274-9503 FAX:076-274-9518 Email: teiju@city.hakusan.lg.jp